

経営×カーボンニュートラル伴走支援プロジェクト
～神戸市産業振興財団×中小機構近畿本部～
中小企業版S B T 認定取得支援補助金 募集要領

公益財団法人神戸市産業振興財団

1 事業概要

(1) 目的

神戸市内に本社又は主たる事業所を置く中小企業の温室効果ガス排出量算定及び中小企業版 SBT 認定取得、その他専門家を活用したカーボンニュートラル推進に繋がる支援にかかる経費の一部を補助することで、神戸市内中小企業の新たなビジネスチャンスの獲得に向け脱炭素経営に取り組み、企業価値を向上させること及び神戸市全体に脱炭素の取組を波及させることを目的とします。

(2) 補助の概要

① 補助対象者

神戸市内に本社または主たる事業所を有する中小企業※₁であって、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) みなし大企業でないこと※₂
- (2) (中小企業版 SBT 認定を取得する場合) 事業活動全体に係る従業員が 500 人未満であること (グループ会社を含める)
- (3) 直近決算 3 期連続赤字及び債務超過でないこと
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定める「性風俗関連特殊営業」※₃、及び当該営業に係る接客業務受託事業を営む者
- (5) 企業情報及び個人情報等については、本事業の遂行に必要とされる範囲に限り、当財団及び中小機構、神戸市が使用することに同意すること
- (6) 本事業の支援先企業として企業名が公表されること。また、本事業により得られた成果等について、当財団や中小機構、神戸市のホームページ等への掲載に同意すること
- (7) 神戸市税の未納及び滞納がないこと
- (8) 中小企業又は法人の役員が暴力団等の反社会勢力でないこと、また反社会勢力との関係が一切ないこと

※1 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に準じ、下表に規定する会社及び個人

業種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員 (注)
①製造業・建設業・ 運輸業・その他(ゴム 製品製造業除く。)	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業	3 億円以下	900 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③小売業	5 千万円以下	50 人以下
④サービス業(以	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下

旅館業	5千万円以下	200人以下
-----	--------	--------

▶資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

注 労働基準法第20条の「予め解雇の予告を必要とする者」は、従業員として扱います。このため、正社員に準じた労働形態である場合は、従業員に含まれます。

※2「みなし大企業」の定義（以下の①～⑤のいずれかに該当する事業者）

- ①発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ②発行済株式の総数又は出資金額の2/3以上を複数の大企業が所有している中小企業
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている中小企業
- ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業が所有している中小企業
- ⑤上記①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねているものが役員総数の全てを占めている中小企業

※3 風俗営業法に定める「性風俗関連特殊営業」の営業種別

- ・店舗型性風俗特殊営業：ソープランド、個室マッサージ、ストリップ劇場・個室ビデオ等、ラブホテル・モーテル等、アダルトショップ、出会い系喫茶
- ・無店舗型性風俗特殊営業：派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ等通信販売
- ・映像型性風俗特殊営業：アダルト画像通信販売
- ・無店舗型電話異性紹介営業：ツーショットダイヤル、伝言ダイヤル等

②支援内容

概要
(1) 温室効果ガス排出量の算定及び目標設定に係るアドバイス (2) 中小企業版SBT認定取得のための申請手続きの支援 (3) その他専門家を活用したカーボンニュートラル推進に繋がる支援

③補助金額・補助対象経費

1社あたり上限12万円。対象経費は以下の通り。

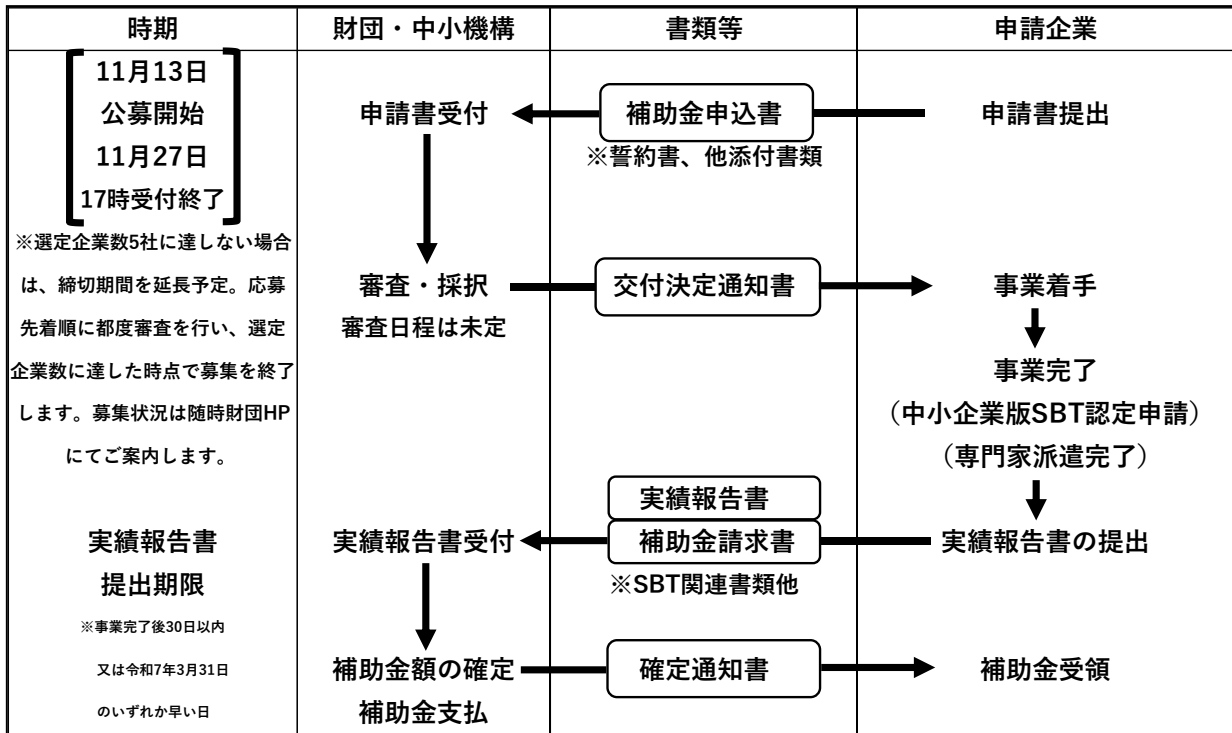
区分	概要
専門家派遣費用	アドバイスを受ける中小機構専門家への報酬
中小企業版SBT認定取得費用	中小企業版SBT認定の取得に際し要する申請費用 {申請時に為替が1ドル120円より円高(例:1ドル110円)となっていれば、補助金額を減額する。その際の金額については別途、財団より申請企業へ報告する。}

※ただし、専門家派遣及び中小企業SBT認定を取得する場合いずれの場合も中小機構の専門家を活用する場合のみ補助の対象とする。

(補助対象外となる例：中小機構以外のコンサルを活用する場合、中小機構を活用せず自社努力のみで中小企業版SBT認定を申請する場合等)

(3) 補助事業の手続きの流れ

●手続きの流れ



●スケジュール

内容/期間	2023年11月13日	2023年11月27日	2023年11月28日 ~2023年12月1日	2023年12月4日 ~2025年3月31日	
公募	←————→				
審査会・交付決定通知			←————→		
伴走支援・実施報告~補助金交付				←————→	

2 申請・審査会

(1) 公募期間

2023年11月13日（月）から2023年11月27日（月）17時まで

※選定企業数5社に達しない場合は、締切期間を延長して、応募先着順に都度審査を行い、選定企業数5社に達した時点で募集を終了します。募集状況は財団HPにて随時ご案内します。

(2) 申請書の提出

以下必要書類を当財団 E-mail (innovation@kobe-ipc.or.jp) へ提出して下さい。

交付申請時の提出書類等

番号	提出書類	
1	補助金申込書	様式第1号
2	誓約書	様式第2号
3	会社案内又はそれに類するもの (会社概要が把握できる資料)	添付資料1
4	グループ相関図(関連会社の関係性や株の持分比率等事業活動が把握できる資料)(グループ会社がある場合のみ)	添付資料2
5	履歴事項全部証明書 ※発行日より3か月以内のもの	添付資料3
6	納税証明書 (市税、最新で滞納がないことがわかる資料)	添付資料4
7	直近3年間の決算関係書類一式 (貸借対照表、損益計算書、販売管理費明細書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、勘定科目内訳明細書、別表、固定資産明細書)	添付資料5
8	省エネ診断報告書(省エネ診断実施済の場合)	添付資料6
9	その他(追加で必要書類が発生した場合)	添付資料7

※注意事項

- ・申請書類は当財団ホームページよりダウンロードお願いいたします。
- ・提出された申請書は、書類の不足や記載内容の不備等について確認し、不備・不足がないものについて受理します。
- ・受け取りの連絡はいたしません。

- ・提出された書類等は、原則として当財団のデータとして保存します。
- ・申請後に、審査会への参加を辞退する場合は、速やかに事務局まで連絡してください。

(3) 審査会

専門家等で結成する審査会で、補助金申込書を採点集計し、合計得点の高い中小企業から5社を選定します。ただし、提出いただく決算書等も含め選定基準の一つとなります。

審査基準：下記の審査基準に基づいて審査します。

- (1) 意欲・熱意
- (2) 支援の必要性
- (3) 発展性・波及性
- (4) 市場活用性
- (5) 実施体制
- (6) 「神戸発・優れた技術認定企業（神戸市産業振興財団）」又は「地域未来牽引企業（近畿経済産業局）」の認定を受けている中小企業
- (7) 省エネ診断の有無

注意事項

ただし以下のいずれかに該当する場合、選定対象から除外します。

- ・ 債務超過である場合
- ・ 3期連続赤字である場合
- ・ 採点し合計得点が全体の6割未満である場合
- ・ 補助対象者の要件のいずれかに抵触する場合
- ・ 選定審査員に対し、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ・ 他の申込者と申込の内容またはその意思について相談を行うこと
- ・ 事業者選定終了までの間に、他の申込者に対して申込の内容を意図的に開示すること
- ・ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 交付決定

審査後、当該申請の交付決定又は不交付決定を申請企業に通知します。

※交付決定されたものについては、交付額も記載しますが、最終的な交付額を保証するものではありません。（事業完了後、提出いただく実績報告書に基づき最終的な交付額を決定します。）

3 事業実施

(1) 補助対象事業着手

交付決定の通知を受けた申請企業は、速やかに事業に着手してください。

なお、交付決定前に事業に着手した場合は、補助の対象外となりますのでご注意ください。

※専門家の派遣が実際に始まった時点を事業着手とみなします。

（中小機構近畿本部との事前相談等は事業着手には該当しない。）

(2) 補助対象事業の中止

補助対象事業を中止しようとするときは、計画中止承認申請書（様式第4号）を当財団に提出し、承認を得る必要があります。

4 実績報告等

(1) 実績報告・補助金の請求

申請企業は、補助対象事業が完了（中小企業版 S B T 認定の申請日または中小機構近畿本部の専門家派遣が完了した日どちらか遅い日）したときは、次の期日までに、以下書類を当財団 E-mail（innovation@kobe-ipc.or.jp）へ提出してください。

また、補助金請求書（様式第8号）に、振込先の口座内容がわかる書類（通帳等の写し等）を添付して提出してください。

実績報告及び補助金請求書の提出期限

補助対象事業完了後30日以内又は2025年3月31日（月）のいずれか早い日

番号	提出書類	
1	実績報告書	様式第6号
2	補助金請求書	様式第8号
3	中小企業版 S B T 認定を申請したことが分かる書類の写し ※ S B T i に認定申請した際の目標設定レター及び S B T i S M E 契約条件への署名の写し (中小企業版 S B T 認定を取得する場合)	添付資料8
4	中小企業版 S B T 認定の取得を証する書類の写し ※ S B T i からの受付完了メールの写し等 (中小企業版 S B T 認定を取得する場合、受領後提出してください。)	添付資料9
5	中小機構近畿本部の専門家を活用し実施した内容の報告書 ※様式等は任意	添付資料10
6	その他追加で必要となる書類(必要の場合別途財団より案内予定)	添付資料11

【提出書類】

- 中小企業版 S B T 認定を取得する場合
 - ・ 提出書類番号 1、2、3、4
- 中小企業版 S B T 認定を取得しない場合
 - ・ 提出書類番号 1、2、5

(2) 補助金の額の確定

実績報告の検査の結果、補助対象事業が適正に実施されていると認められた場合は、財団は交付する補助金の額を確定し、申請企業に補助金額確定通知書（様式第7号）を通知します。

(3) 補助金の交付請求

確定通知書を受け取り次第、補助金請求書（様式第8号）に記入して、当財団 E-mail (innovation@kobe-ipc.or.jp) へ提出して下さい。

(4) 補助金の交付

補助金請求書の提出確認後、指定振込先に振り込みます。（日付の指定はできません。）

(5) その他

・補助金の返還請求

補助金支払後に補助要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により補助金を受領したことが判明した場合は交付決定の取り消し、又はすでに交付した補助金全額を返還することになります。

・帳簿の備付け（関係書類の保存）

対象者は、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間、帳簿など補助事業に係る全ての関係書類の原本を保存する義務があります。

(6) 中小企業版 SBT 認定取得後の報告（中小企業版 SBT 認定を取得された場合のみ）

中小企業版 SBT 認定を取得後、削減状況について SBTi 事務局へ提出する資料を財団へ毎年1回報告してください。報告は SBT 認定取得後5年間とします。

【問い合わせ先】

公益財団法人神戸市産業振興財団 産業イノベーション推進部
カーボンニュートラル伴走支援事業担当
TEL 078-360-3208（土日祝を除く 9:00~17:30）
E-mail innovation@kobe-ipc.or.jp

5 様式集

提出段階	書類名	様式番号
1. 申請の手続き	補助金申込書	様式第1号
	誓約書	様式第2号
2. 事業実施の手続き	交付（不交付）決定通知書	様式第3号
	計画中止承認申請書	様式第4号
	計画中止承認決定通知書	様式第5号
3. 事業完了後の手続き	実績報告書	様式第6号
	補助金額確定通知書	様式第7号
	補助金請求書	様式第8号
	補助金返還通知書	様式第9号